私財等の寄附者に紺綬褒章を伝達します

令和３年１１月１日
郡山市税務部
市民税課
担当：小野　貴裕
ターゲット 17.1　TEL：924－２０８１

SDGs ターゲット 17.1 「課税・徴税能力の向上のため、国内資源の動員を強化する」

私財等の寄附者に紺綬褒章を伝達いたします。

１ 日　時　　１１月２日(火)　午前 11 時
２ 場　所　　市役所秘書課応接室（本庁舎２階）
３ 受章者　　山田　晃久　様
　　㈱山田債権回収管理総合事務所代表取締役社長
　　㈱山田エスクロー信託取締役会長
　　司法書士法人山田合同事務所代表
４ 出席者　　郡山市長
　　税務部長

＜紺綬褒章＞

褒章条例第１条の規定に基づき、公的機関や公益法人などへ 500 万円以上の寄附をした個人に対し授与されます。

今回、山田晃久様は６回目（本市上申分）の受章となります。